

平成29年12月1日
スタート

創業後もしっかりサポート

創業フォローアップ保証 (通称:「セカンド」) 創設しました!

愛媛県信用保証協会は、**公的保証による資金支援**と、**専門家による経営相談**で、
創業時はもちろん創業後もしっかり経営をサポートします。

創業時の資金支援



「愛媛県中小企業制度融資」で創業時の資金調達をサポートします。

- ◇融資利率 年1.50%
市町が実施する認定特定創業支援事業を受けた方は年1.30%
※市町長の証明書が必要です。
- ◇保証料率 年0.80% ⇒ **0.0%** 愛媛県が全額補助
- ◇実施期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで



創業後の資金支援

「創業フォローアップ保証」
で創業後の資金調達をサポートします。

- ◇融資利率 愛媛県制度融資を併用
する場合は、上記と同率。
それ以外は、金融機関所定
の利率。
- ◇保証料率 年0.80%
↓
年0.30%
通常より▲0.50%割引

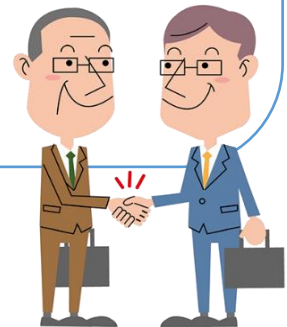


12月1日
スタート

経営相談

「専門家による経営相談」
で経営課題の解決をサポートします。

創業時と創業後で合計6回まで専門家による**無料相談**が受けられます。
当協会と連携した専門家を派遣し、財務面・雇用面の課題解決や、販路拡大のお手伝いをします。
公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネーター等の創業支援の専門家をご紹介します。



創業後の事業の安定と、その後の成長発展、
持続的発展へのお手伝いをします。

創業フォローアップ保証(通称:「セカンド」)の概要

保証対象者	「愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱に規定する新事業創出支援資金」を利用している方(過去に利用された方)で、創業後5年未満の個人又は会社				
保証限度額	1企業1,000万円以内 (支援創業関連保証を利用する場合は1企業1,500万円以内)				
資金用途	創業後の事業の安定・発展に必要な設備資金及び運転資金				
保証条件	併用する保証制度	創業関連保証		支援創業関連保証	
		愛媛県制度融資		愛媛県制度融資	
	保証期間	運転10年以内 設備10年以内	運転7年以内 設備10年以内	運転10年以内 設備10年以内	運転7年以内 設備10年以内
	保証料率 (年率:%)	通常	0.80	通常	0.80
		割引	0.50	割引	0.50
		適用	0.30	適用	0.30
	貸付利率	金融機関所定	1.5%固定	金融機関所定	1.3%固定
	貸付形式	証書貸付			
	返済方法	分割返済			
	連帯保証人	法人:代表者、個人:不要			
担保	無担保				
その他	愛媛県が実施する「新事業創出支援資金」に係る信用保証料補給制度の終了をもって本制度は廃止します。				

創業関連保証(愛媛県制度)又は支援創業関連保証(愛媛県制度)のいずれかを併用していただきます。

※支援創業関連保証は、市町の認定特定創業支援事業を受けた方が対象です。
なお、市町長の証明書が必要です。

通常の保証料率より0.5%割引。

これにより、年0.3%の低保証料率でご利用いただけます。

愛媛県制度融資を併用すると固定金利での調達が可能になります。

融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に添い兼ねる場合がありますので、予めご了承ください。



保証一課
浅井 章太郎



保証二課
三神 雄哉

松山事業部

☎089-931-2118

県内5支所の 創業アドバイザー

どんなことでも私たちにご相談ください。
創業に関する様々なお悩みを一緒に解決していきましょう。あなたのパートナーとなって一生懸命お手伝いします。



武智 圭史

新居浜支所

☎0897-33-8282



村上 良平

今治支所

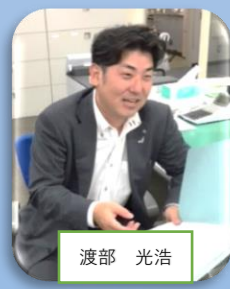
☎0898-23-0170



宇都宮 孝昭

八幡浜支所

☎0894-22-2003



渡部 光浩

宇和島支所

☎0895-22-6556